

海外渡航に関する 危機管理ガイドライン

2026年4月

2021年1月

2020年9月

加計学園

目次

1. 海外渡航等に関する危機管理ガイドライン
 - 1-1. 目的
 - 1-2. 想定される危機の種類
 - 1-3. 基本方針
 - 1-4. 適用範囲
 - 1-5. 改廃
2. 海外渡航の可否及び途中帰国についての判断基準等（渡航基準）
 - 2-1. 海外渡航の可否及び途中帰国についての判断基準（渡航基準）
 - 2-2. 危険レベル2の際の渡航可否及び途中帰国の判断基準等（教職員のみ）
3. 海外渡航前後の危機管理
 - 3-1. 海外渡航前の危機管理
 - 3-2. 帰国後の危機管理
4. 海外渡航時に発生した事案に対しての危機管理
 - 4-1. 危機のレベルの分類及び判定
 - 4-2. 危機対応方法概要フロー（危機レベルA及びBの場合）
 - 4-3. 重大事案（危機レベルA）に対しての危機管理

1. 本ガイドラインについて

1-1. 目的

世界のグローバル化・ボーダレス化が増々進む中、学園の学生・生徒・教職員が海外渡航する機会が増加することが見込まれる状況であるが、一方で海外における様々な危機及び危機的状況の発生は増加傾向にある。そのため、海外渡航に際し、学園として学生・生徒・教職員を海外での様々な危機から守るための危機管理の観点から、安全配慮義務を全うするとともに、危機発生時に対応すべき内容を定め、ガイドラインとして策定する。

1-2. 想定される危機の種類

本ガイドラインにおいて想定される危機の種類は以下のとおりである。

- ① 疾病及び傷害
- ② 新型コロナウイルス感染症等の感染症
- ③ 事件及び事故（被害者・加害者）
- ④ 災害・テロ
- ⑤ 精神的不安
- ⑥ マスコミ報道がなされる事態（本学園に対する社会的信用問題を含む）
- ⑦ 損害賠償を伴う事態
- ⑧ 派遣先等で懲戒処分を受けた場合
- ⑨ その他、人身に係る重大な事態

1-3. 基本方針

- ・対象者は、「自分の身は自分で守る」という意識のもと、自身の安全を最優先に行動する。
- ・対象者は、本学園が定める諸規程及び本ガイドラインの内容を遵守し、安全対策に努める。
- ・本学園は、対象者が渡航中に安全な生活を送れるよう、渡航前から最大限のサポートを行う。

1-4. 適用範囲

本ガイドラインは原則として加計学園の各組織全て（学園本部及び各設置校）に適用されるが、各設置校においての取り決め（規定・申し合わせ・ガイドライン等）において、本ガイドラインと異なる内容が有る場合、その根拠となる資料を関係者に共有することを条件に、危機管理が阻害されることが無い範囲で各設置校の取り決めを優先的に適用できる。また、本ガイドラインの適用対象者は本学園の学生・生徒及び教職員で、各組織において承認された活動のために渡航する者とする。ただし、危機発生時には、該当する渡航計画に参画するすべての者に適用する。また、**個人渡航、その他、本学園において承認しないものについては、原則として本ガイドラインにおける危機管理の対象外とする。**なお、その対象外の場合においても、「個々人で外務省安全情報の危険レベルを確認し、レベル2以上の地域には渡航しない」ように指導・連絡すること。

1-5. 改廃

本ガイドラインは加計学園本部の国際交流局、危機管理室、各設置校により策定された。また、今後のガイドラインの改廃についても国際交流局、危機管理室が行うが、その際には原則として各設置校と協議の上で決定する。

2. 海外渡航の可否及び途中帰国についての判断基準等（渡航基準）

2-1. 海外渡航の可否及び途中帰国についての判断基準（渡航基準）

海外渡航の可否及び途中帰国についての判断は、（表1）「海外渡航の可否及び途中帰国についての判断基準表」によって行う。

（表1）海外渡航の可否及び途中帰国についての判断基準表

外務省 海外安全情報（感染症危険情報）危険レベル		渡航可否及び途中帰国		注意・確認事項
		教職員	学生・生徒	
レベル 1	●十分注意してください その国・地域への渡航、滞在にあたって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。 <感染症危険情報の発出目安> 特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	原則可		※① 注意義務 ※② スポット情報
レベル 2	●不要不急の渡航は止めてください その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。 <感染症危険情報の発出目安> 特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。	※④ 原則不可 原則帰国	※③④ 不可 帰国	教職員は諸事情を総合的に勘案し、検討する場合があります
レベル 3	●渡航は止めてください(渡航中止勧告) その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。 <感染症危険情報の発出目安> 特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。	不可 帰国		レベル3及び4については渡航を禁止する。例外も認めない。
レベル 4	●退避してください。渡航は止めてください(退避勧告) その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。 <感染症危険情報の発出目安> 特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。			

※①注意義務について

原則として渡航を実施・継続するが、治安の急速な悪化や災害、騒乱、テロ、感染症等の緊急事態が発生又は予測される場合は、各組織において情報収集を行ったうえ、渡航の緊急性・必要性・リスクの大きさなどを総合的に考えて機関の長（大学教職員は学長、専門学校及び附属中高は校長、本部職員は法人本部事務局長）が判断する。なお、情報収集先の例としては、現地大学等の派遣先、日本アイラック（学園が契約を結んでいる危機管理支援会社）、外務省ホームページ、本部国際交流局などが考えられる。

※②スポット情報について（外務省安全ホームページ抜粋。具体例等は外務省ホームページ参照）

「スポット情報」とは、特定の国や地域において日本人の安全に関わる重要な事案が生じた際、あるいは生じる可能性がある場合に速報的に出される情報。その内容は、テロや紛争に関する情報のように日本人の生命に深刻な影響を及ぼすものから、感染症など深刻な病気となる恐れのあるものまで多種多様で、いずれも渡航・滞在時の安全対策やトラブル回避の観点から、知っておく必要があると思われる事案について、個々に情報提供することを目的としている。また、情報自体は速報的な性質であっても、対象とする事案は一過性のものは少なく、中には危険情報の内容更新（場合によっては、危険情報のレベルの引き上げ）に繋がるものもある。

※③危険レベル2の場合の学生・生徒の渡航基準についての例外

大学院生を研究者と位置付ける場合は別途設置校の判断により渡航及び継続することができるが、その際は安全について万全の注意を払うこと。

※④感染症危険情報レベル2の場合の学生・生徒及び教職員の渡航基準についての例外

2026年4月現在、感染症危険レベル2の場合においても、以下の条件を満たせば催行可能とする。

条件：派遣先の国や地域において、以下の状況が確認できた場合

1. 危険情報レベルが1以下で、感染症危険情報がレベル2である。
2. 日本政府がレジデンストラック又はビジネストラック等の往来スキームを設定している。
3. 2の条件下で留学や研修、出張等の実施に支障が無い。
4. 現地の受入大学や機関等が受入れを許可し適切な感染対策を取っていることが確認できた。

【※④を追記した経緯】

日本アイラック株式会社より新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について発出されている「感染症危険情報レベル2」については、政府による国際的な人の往来が再開されても「感染症危険情報レベル1」以下に下がる又は解除される見通しが立たないことが確認できたことによる。

2-2. 危険レベル2の際の渡航可否及び途中帰国の判断について（教職員のみ）

原則として教職員も危険レベル2の場合は渡航を禁止し、また、渡航時に危険レベル2になった場合には速やかに帰国、またはレベル1以下の地域への避難を行う。但し、渡航及び継続の必要性・緊急性が高い場合には、（表2）「危険レベル2の際の渡航可否及び途中帰国の判断基準表」の項目等、必要な情報収集を行ったうえで機関の長（大学教職員は学長、専門学校及び附属中高は校長、本部職員は法人本部事務局長）が例外的に実施及び継続を許可する。

（表2）危険レベル2の際の渡航可否及び途中帰国の判断基準表（教職員のみ）

①渡航について	(1) 安全情報の確認 現地の空港施設（航空機の離発着の停止）、駅、公共交通機関、道路（封鎖や検問）、スーパー・レストラン、学校（休校措置）、医療機関、通信状態などが平常に機能しているか
	(2) 帰路手配の確認
	(3) 日本との定時連絡可否
②途中帰国について	上記（1）～（3）の項目に追加して以下の点も考慮する (4) 企業駐在員の帯同家族が帰国または近隣諸国に退避しているかの情報確認（日本アイラックからの情報）

3. 海外渡航前後の危機管理

3-1. 海外渡航前の危機管理

下記の点に留意しながら海外渡航前に必要な指導を行い、十分な準備を行うこと。

なお、以下(1)～(3)の指導は海外渡航の都度必要であるが、同一国・同一プログラムで複数回渡航する計画の場合は、初回の指導でその後の渡航についても指導ができていると考えられるので、都度指導を行う必要は無い。

(1) 安全指導のためのオリエンテーションの実施（学生・生徒・教職員）

海外渡航に関わる危機管理意識や必要な一般的な知識等が身につくよう指導する。事前の安全指導は学園の安全配慮義務において特に重要であるため必ず受講させること。教職員についてはオリエンテーションを行う必要は無いが、下記の項目について伝えること。

●安全指導の項目例

①渡航先の安全情報（テロ、災害等。外務省ホームページ確認。）

②渡航先の感染症危険情報（外務省ホームページ確認。）

また、必要に応じて事前に予防接種を受けること。

③渡航先の文化情報等（風俗習慣・性・宗教・歴史認識・対日感情等）

④保険について

クレジットカード等の自動付帯保険は補償範囲が狭く、事故に遭遇した際に補償されない場合があること。また、学生・生徒に対しては加入を義務付ける「付帯海学(学研災付帯海外留学保険)」の説明。

⑤危機に遭遇した際の連絡体制及び第一報の連絡先。

⑥危機管理支援会社である日本アイラックのアプリ「プロファイnder」の指導

事前に携帯でアプリをダウンロードして登録しておくように指導。

⑦渡航前に健康チェックを行い、留学・研修等に耐え得る健康状態であることを確認し、無理をして渡航した場合に生じる問題について十分に説明を行うとともに、その状態によっては留学・研修等への参加を中止させること。また、既往症等のある場合は必ず健康診断の受診を義務付けること。薬を継続的に服用している場合は、薬品名や処方箋の英訳を持参すること。

⑧帰国後、体調不良を感じた場合は直ちに大学等に連絡すること。

⑨<学生・生徒のみ>やむを得ない事情（渡航先国における大規模災害、テロ等、重大な危機）により派遣事業等をキャンセルする場合に必要な費用は、原則として渡航者等の負担となること。また同様に、安全円滑な研修の継続が困難と判断された場合も自己負担での帰国となること。

(2) 同意・承諾書提出の義務付け（学生・生徒）

学生・生徒に対して、事前の安全指導を踏まえたうえで、（様式1）「海外渡航に関する同意・承諾書」の提出を義務づける。本書類の内容を遵守する旨の「契約」という形となる。

(3) 外務省提供の下記システムに登録するよう指導する。

- ・「オンライン在留届」外国に住所を定めて3ヵ月以上滞在する場合

※在留届は旅券法第16条により義務付けられている

3-2. 帰国後の危機管理

対象者が帰国後に体調不良を訴えた場合は、下記の対応を指導・助言する。

(1) 検疫所への相談

検疫所では、帰国後の健康相談も行っているため、最寄りの検疫所（帰国時に使用した空港や居住地近辺）に相談するように対象者に促す。

(2) 医療機関への受診

海外渡航（特に発展途上国に渡航）後、少なくとも 6 ヶ月間は渡航関連の感染症が生じる可能性があるため、下記の症状が顕著にみられる場合は、医療機関への受診を対象者に促す。

- ① 発熱（マラリアやデング熱を発症した可能性あり）
- ② 下痢（ジアルジア症やアメーバ赤痢を発症した可能性あり）
- ③ 皮膚の異常（何らかの感染症を発症した可能性あり）

(3) 受診時に症状に加えて以下の情報を整理することも助言・指導する。

- ① 渡航先、渡航期間、渡航目的
- ② 渡航中の行動、宿泊先の状況（虫対策ができていたか等）
- ③ 渡航前の予防接種

4. 海外渡航時に発生した危機に対する危機管理

4-1. 危機レベルの分類及び判定

(1) 危機レベルの分類

危機レベルは（表 3）「危機レベルの分類表」に示す危機レベル A・B・C に分類される。

（表 3）危機レベルの分類表

危機レベル	内容
危機レベル A （リスク大）	重大な災害、事件、事故が発生し、対象者が巻き込まれた、またはその可能性が高く、死亡した場合や連絡が取れない場合、早急に危機を回避することが困難な場合。 ※危機レベル A のみ対策本部の設置が必要 （危機レベル B でも、各組織において独自に判断し設置してもよい）。
危機レベル B （リスク中）	災害、事件、事故に遭遇したものの、対象者の生存が確認され、連絡を取りつつ危機から回避できる状況にあると確認できた場合
危機レベル C （リスク小）	軽微な事故・怪我・病気など

(2) 危機レベルの判定

危機レベルの判定は、以下①②③などを総合的に考慮して行う。

- ①（表 4）危機レベル判定参考表
- ②危機管理支援会社のアイラックを含む関係者からの情報
- ③想定されるリスクの大きさ

(表4) 危機レベル判定参考表

注：下記の表はあくまでも参考であるため、諸所の事情を総合的に考えて判定すること。

レ ベ ル A	(1) 死亡・行方不明となった場合
	(2) 重体・重症と診断される疾病および傷害
	(3) 瀕死、死亡事件、事故
	(4) 違法麻薬使用をした場合
	(5) 銃器による事件、事故に巻き込まれた場合
	(6) 現地警察が介入する喧嘩、暴漢、レイプによる事件
	(7) 学生や大学へ、多額と判断される損害賠償を伴う、事件、事故
	(8) マスコミ報道がなされる事件、事故
	(9) ハイジャック、誘拐等に遭遇した場合
	(10) 大地震、洪水等の天変地異に遭遇した場合
	(11) その他上記に準ずる事態と判断される場合
レ ベ ル B	(1) 入院、手術を必要とするような疾病および傷害
	(2) カウンセリングが必要と判断される精神的不安
	(3) 人身事故を伴う交通事故
	(4) 犯罪・違法行為を起こした場合
	(5) 損害賠償を伴う事故を起こした場合
	(6) その他上記に準ずる事態と判断される場合
レ ベ ル C	(1) 通院や短期の入院を伴う疾病、傷害
	(2) 軽微な精神的不安
	(3) 軽微な事故等

(3) 危機レベル判定者（危機レベルAもしくはBの場合。Cの場合は適宜判断）

当該案件が危機レベルAかBかは、原則として（表5）「危機レベル判定者表」の判定者が判定し対処するが、その際には適宜、機関の長（大学教職員は学長、専門学校及び附属中高は校長、本部職員は法人本部事務局長）に報告・相談を行うこと。なお、設置校の判定者は後述の「4-3. 重大事案（危機レベルA）に対しての危機管理」における「統括指揮者」にも充てている。

※統括指揮者＝海外渡航時の重大事案に対処する際に、各組織を統括・指揮する者

(表5) 危機レベル判定者表（危機レベルAかBかの判定）

組 織	判定者
法人本部	事務局長
岡山理科大学	副学長
倉敷芸術科学大学	副学長
岡山理科大学附属中・高等学校	教頭
岡山理科大学専門学校	動物系・建築系部長
玉野総合医療専門学校	副校長

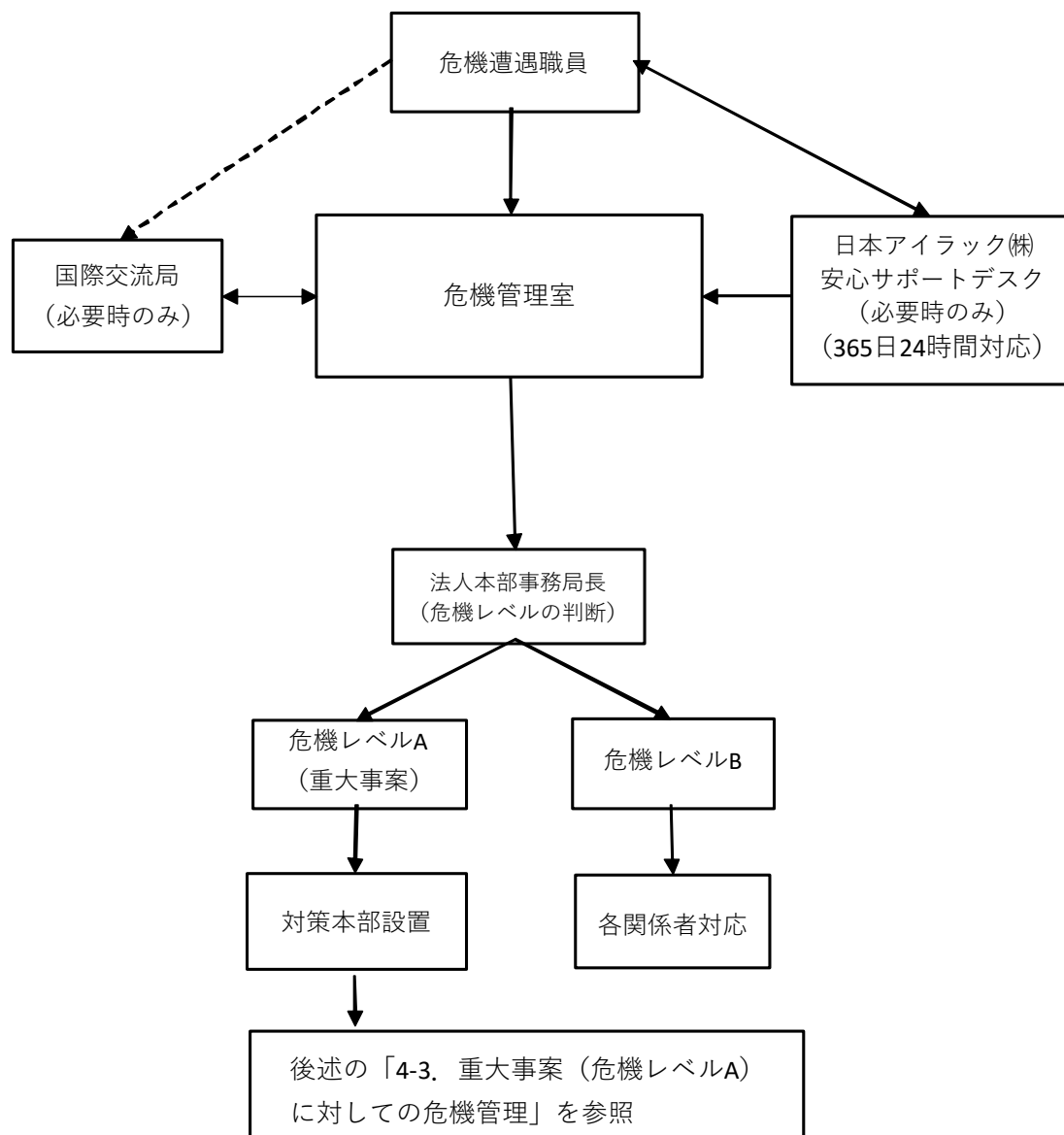
4-2. 危機対応についての概要フロー（危機レベルA及びBの場合）

※危機レベルC（軽微な事故等）の場合は関係者で適宜対応する

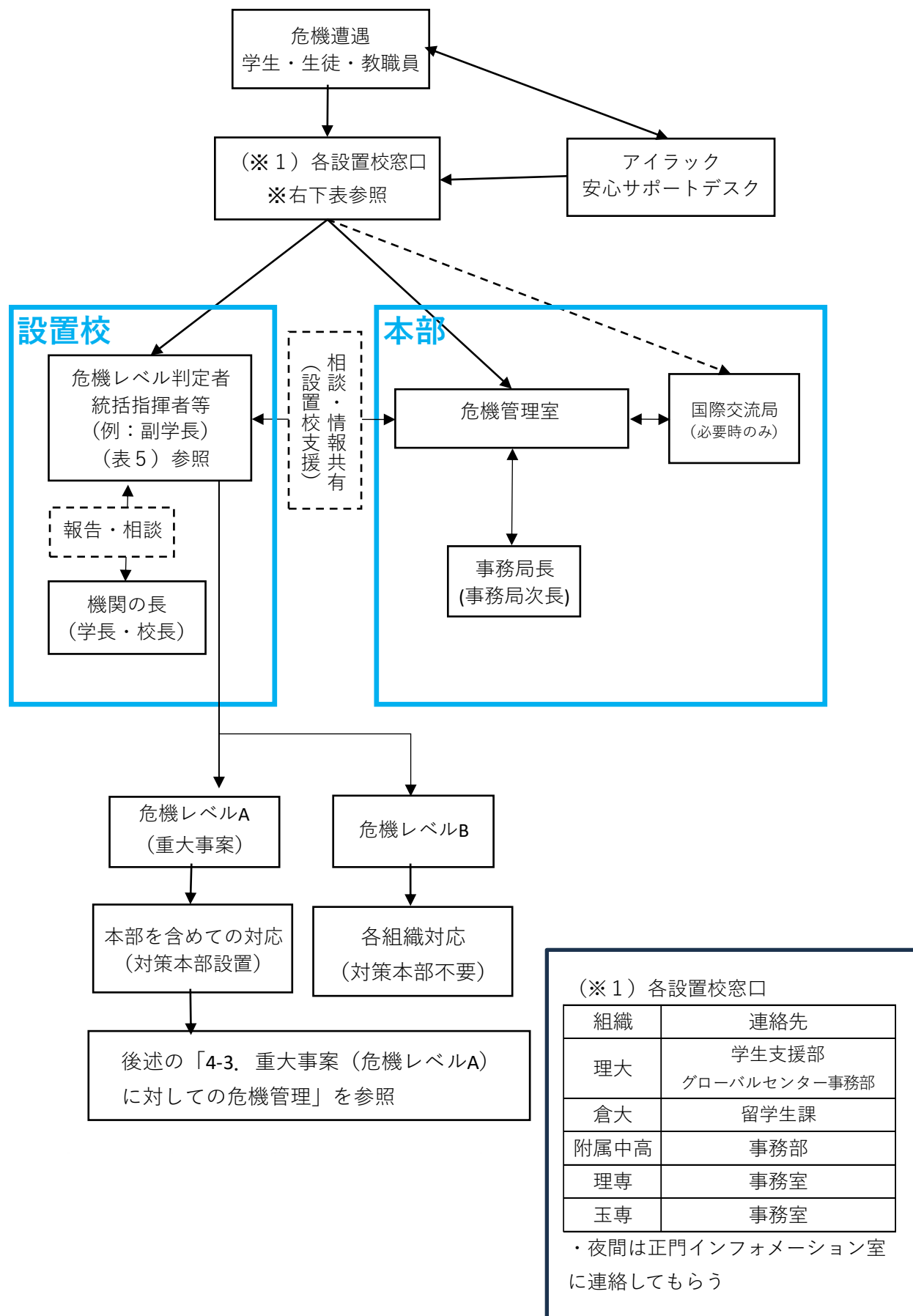
危機レベルA・Bの場合、下記のフローに従って対応する。対応に際しては各関係者（派遣先・危機管理支援会社アイラック・保険会社・学園本部等）と連携して迅速かつ的確に対応する。なお、各組織内においての対応フローは、組織ごとに作成すること。

（1）本部職員が危機に遭遇した場合

- ①危機レベルAだと思われる場合（＝自助では早急に危機を回避できないと思われる場合）
危機遭遇職員は夜間・休日でも必ず連絡するが、まず第一に日本アイラックに連絡すること。
その後、日本アイラックから危機管理室・正門インフォメーション室に電話連絡が入る。
（国際交流局は必要に応じて連絡。）
- ②危機レベルAではないと思われる場合（＝自助で早急に危機を回避できと思われる場合）
特に必要が無ければ危機遭遇職員は夜間・休日は連絡せず、翌日に連絡する。



(2) 各設置校の学生・生徒・教職員が危機に遭遇した場合



4-3. 重大事案（危機レベルA）に対する危機管理

重大事案（危機レベルA）に際しては対策本部を設置し、海外渡航時重大事案対応マニュアルに基づいて学園本部と各組織で緊密に連携したうえ、各担当者がそれぞれ責任を持って最善の事故対応にあたること。その際には危機管理支援会社のアイラックに遅滞なく支援を求め、意見徴取を必ず行うこと。